2026年10月30日

各　位

会　　社　　名　ソニーグループ株式会社
代　表　者　名　代表執行役　十時　裕樹
(コード番号　　6758　東証　プライム)
問　合　せ　先　ＩＲ部ＩＲグループ
(TEL03－6748－2111(代表))

# 業績連動型株式ユニット（PSU）による事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、業績連動型株式ユニット（以下、「PSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．本制度の導入目的

当社は、現在、当社及び当社子会社の役員及び従業員を対象とした株式報酬制度として、新株予約権を用いたストック・オプション、譲渡制限付株式及び譲渡制限付株式ユニット（RSU）を活用していますが、ソニーグループの業績と本制度の対象者（以下、「対象者」という。）の受ける利益とをより一層連動させることにより、ソニーグループの業績向上に対する対象者の貢献意欲を高め、以ってソニーグループの業績を向上させることを目的として、当社及び当社子会社の役員及び従業員に対して、本制度を導入することとしました。

なお、本制度の導入に伴い、今後は、従前のストック・オプション付与を目的とする新株予約権の発行に代えて、PSU又は譲渡制限付株式ユニット（RSU）の付与へ移行する予定です。

２．本制度の概要

（１）　本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役その他の役員及び従業員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）その他の役員及び従業員です。

※PSU付与時点の対象者の地位であり、権利確定時の地位はこれとは異なる可能性があります。

（２）　PSUの概要

本制度は、当社が対象者に対して、当社が定める数のユニットを事前に付与した上で、原則としてPSUの付与日から、PSUの付与日の属する事業年度開始の日から３年間（３事業年度）（以下、「業績評価期間」という。）の末日までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第３項に定める子会社及び同条第５項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを条件として、当社のPSUに関する社内規則（以下、「PSU規程」という。）に定める日を権利確定日として、PSU規程に定める業績評価期間における当社の株主総利回り（PSU規程において定義される。）等の業績条件の達成状況に基づき決定される値（０％を下限、200％を上限とする。）を、付与したユニットの数に乗じて得られる数の当社の普通株式（以下、「当社株式」という。）を交付するものです。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて交付する株式数を調整します。また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて交付する株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で交付する株式数を適切に調整します。

（３）　当社株式の交付の方法及び時期

当社は、権利確定後、PSU規程の定めに従って速やかに、当社グループ会社から対象者に支給された当社グループ会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社の関係会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該関係会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物

出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株発行又は自己株式処分によって、当社株式を交付します。

また、本制度により発行又は処分される当社株式の１株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ関連する法令により認められる範囲において当社が決定する額とします。

（４）　組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の報酬委員会の決議又は代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

以上